

## **在宅型医療介護と医療廃棄物-**

講師：永井 英男 NPO法人 危険管理士会 危険管理士  
社団法人日本経営士会 総研主任研究員 経営士

この資料は平成20年10月1日～4日に当会が行った川口市民大学の環境講座に使用された講演資料です。

本資料0006は、当会危険管理士である永井氏による「在宅型医療介護と医療廃棄物」の4回目です。

## 在宅医療廃棄物の処理の在り方

### (1) 国、都道府県の役割

廃棄物処理の基本的法体制の整備する。

在宅医療廃棄物は一般家庭より排出されることは明確であり、その為の適正処理法を明示しなければならない。

都道府県は市町村に対して、一般廃棄物の処理に関する責務を十分に果たせるように各種援助に努めなければならない。

(調査、収集、知識の普及、啓蒙、技術的支援、国民及び事業者への意識と啓発)

禁 無断複写

24

### (2) 市町村の役割

家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物に位置づけられている。

在宅医療廃棄物も法制上、市町村が責務を負う。

注射針等の鋭利なもの及び血液付着等の感染性廃棄物は回収は必要がないが患者の利便性には配慮すること。

処理費用負担を含め廃棄物処理の適正な処理方法の確保されるように措置すること。

禁 無断複写

25

### (3) 患者の役割

一市民である排出者の患者は、市町村の定める廃棄物処理に安全適正な処分に協力が求められる。

医師等の専門家の指示の基、分別排出等適切な排出を行なうこと。

廃棄物の性状、感染性の有無及び感染予防の観点から、医師等の専門家及び市町村の排出方法を事前に確認しておくこと。

医療廃棄物に関する保管に注意すること。

禁 無断複写

26

### (4) 医療機関の役割

医療機関等は、患者の在宅医療廃棄物に関して適切な処理方法を指導する必要がある。

往診、訪問診療時の廃棄物は持ち帰る。

患者が自宅で使用した注射針等感染性の危険性が高い廃棄物は、医療機関での回収が望ましい。

一般廃棄物としての在宅医療廃棄物の回収に当たり、市町村との専門的情報、助言等、コミュニケーションを持つこと。

禁 無断複写

27

## (5) 薬局の役割

医薬分業により、医薬品、医療材料等が供給されている。

現在、医療廃棄物の回収を義務付けられていないが販売の対価として検討が必要。

薬剤師は、患者に直接処置行為は出来ないが在宅医療廃棄物処理のシステムを理解して協力が望まれる。

薬局の役割は、技術、制度の両面から検討すべき事柄。

## (6) 訪問看護ステーションの役割

訪問看護ステーションは高齢化対策の一環として、在宅医療の重要な担い手として制度化された。

主治医の指示に基づき、看護師が患者宅にて訪問看護をおこなう。

この際看護業務により、種々の廃棄物が生じるが、原則持ち帰るか、医療機関に持参する。

看護師は患者に適切な処理を指導し、また回収を義務とすることが望まれる。

## (7)メーカーの役割

医薬品、医療用具等のメーカーは適正な処理がおこないやすい製品、安全に回収できるような容器等の開発に努める。

製品を安全に保管、運搬、廃棄に適正に対応した製品の開発を義務つける。

危険度を表示したハザードマークをつける。

廃棄処理の情報、技術内容を一般住民にも明示し、啓蒙に勤める。

## (8)その他の役割

在宅医療廃棄物について関係機関のコミュニケーションが必要。

(市町村、医師会、医療機関、薬剤師会、薬局、訪問看護ステーション、メーカー、処理業者、関連学者、専門家等)

患者である排出者の分別処理等の協力と啓蒙、且つ療養環境等、機密保護に留意する。

処理コストの負担、分担、効率化の議論。

安全と適正、全国的な調整論議が必要。

